

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ① 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | ① 国・地域における関係者間の連携の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 1  | 児童の性的搾取等に係る関係府省庁幹部で構成する会議を開催し、総合的な対策を検討・推進する。<br>また、関係府省庁と教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する協議会を開催し、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民運動を官民一体となって推進するとともに、積極的な情報・ノウハウの共有による官民の適切な役割分担の下での効果的な取組の推進を図る。<br>さらに、関係府省庁は、地域の関係機関・団体等に情報共有・発信を行うことによって、これら機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進を図る。                                                                                          | ・令和6年4月、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議を開催し、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」を取りまとめた。（こども家庭庁、内閣府）<br>・「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」を開催し、こども性暴力防止法の成立や、第1回こどもに対する暴力撲滅グローバル閣僚会合への参加について構成員に情報共有をするとともに、構成員の相互理解を促進するための取組を実施。（こども家庭庁）<br>・令和6年7月、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を主唱し、「インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止」を最重点課題に掲げ、関係省庁の参加と地方公共団体、関係団体の協力・協賛を得て、青少年の非行・被害防止のための諸活動を全国で集中的に実施。（こども家庭庁）                                                                            |
| 2  | ② 児童買春事犯・児童ポルノ事犯の被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 児童買春事犯・児童ポルノ事犯の被害状況の分析結果を踏まえ、ウェブサイト、政府広報等により児童買春事犯・児童ポルノ事犯の被害防止に向けた広報・啓発活動を推進するほか、児童買春事犯・児童ポルノ事犯は児童に対する重大な人権侵害であることを周知する。<br>また、保護者説明会、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、学校、地域、家庭等を対象に、自撮り被害を防止するための広報・啓発活動を推進する。<br>さらに、インターネット上からの児童ポルノ排除の更なる促進を図るため、非行防止教室やサイバーセキュリティに関する講習等の場を含む様々な機会を捉え、流通・閲覧防止に関する取組や児童ポルノに係る違法情報の関係機関への通報等について、官民一体となって国民に対する幅広い広報・啓発活動を推進する。 | ・再掲1－①「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施（こども家庭庁）<br>・児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、引き続き、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載。（警察庁）<br>・令和7年2月、子供の性被害防止のための広報啓発チラシ「こんなとき、君ならどうする!？」を28万4,000枚作成し、都道府県警察に配布するなどして広報啓発を実施。（警察庁）<br>・警察庁と文部科学省が共同で作成したリーフレット「ネットには危険がいっぱい!」を両省庁のウェブサイトに掲載し、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口について児童生徒や保護者への周知を図った。（警察庁・文部科学省）<br>・インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において非行防止教室、保護者説明会等における啓発活動を令和6年中約3万回実施。（警察庁）                     |
| 3  | ③ SNSに起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | SNSに起因する事犯等に関する実態調査を実施することで、SNSに起因する犯罪被害等を適切に把握し、その危険性をより分かりやすく広報啓発するなど、児童の被害防止のための各種施策を講ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・児童の被害防止のための各種施策を適切に講じるため、SNSに起因する犯罪被害の実態調査を都道府県警察に指示。（警察庁）<br>・昨今、オンラインゲームを含むSNSに起因する性被害等の被害児童数が高い水準で推移していることから、オンラインゲームのリスクについて警察庁ウェブサイト等で注意喚起を実施するとともに、効果的な広報啓発活動や対処能力向上のため、オンラインゲームの特徴やゲーム上で被疑者と被害児童がつながる仕組み等を都道府県警察と共有。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                            |
| 4  | ④ ウェブサイトによる政府の取組の情報発信                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 警察庁のウェブサイトにおいて、児童の性的搾取等に係る対策に関するコーナーを設けて、児童の性的搾取等に係る対策に関する政府の取組を情報発信する。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ・こども家庭庁ウェブサイトの「こどもの性被害を撲滅するための政府の取組」のページにおいて、基本計画、こども性暴力防止に向けた総合的な対策、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議、こどもの性被害撲滅対策推進協議会等について掲載。（こども家庭庁）<br>・警察庁ウェブサイトの子供の性被害対策コーナーにおいて、児童ポルノ等事犯の検挙被害状況、被害防止対策等について掲載。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5  | ⑤ 児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書等に関する国内広報の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 外務省のウェブサイトにおいて、児童の権利条約に関するコーナーを設け、児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書（児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書をいう。以下同じ。）、児童の権利委員会に提出した政府報告及び同政府報告に対する同委員会の最終見解並びに児童の権利条約リーフレットの電子データを掲載し、国内広報を行う。                                                                                                                                                                      | ・こども家庭庁ウェブサイトにおいて、児童の権利に関する条約に関するページを設け、児童の権利に関する条約、児童の権利委員会に提出した政府報告、同政府報告に対する同委員会の総括所見等を掲載し、国内広報を実施。（こども家庭庁）<br>・外務省のウェブサイトにおいて、児童の権利条約に関するコーナーを設け、児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書、児童の権利委員会に提出した政府報告及び同政府報告に対する同委員会の総括所見並びに児童の権利条約リーフレットの電子データを掲載し、国内広報を実施。（外務省）                                                                                                                                                                                            |
| 6  | ⑥ 人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 性的搾取等の需要側に対する啓発及び国民の意識向上に向けて人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）その他関係機関・団体に配布する。                                                                                                                                                                                                                                              | ・人身取引被害申告リーフレットを各都道府県警察、関係機関及びNGO団体に配布するとともに、ダウンロード可能な形式で警察庁ウェブサイトに掲載。（警察庁）<br>・人身取引事犯の主な手口を全国から集積し、より多くの国民に注意点の周知を図るよう、NGOと意見交換を重ねながら、イラストを交え文言を工夫して作成した資料を警察庁ウェブサイトへ掲載しているほか、SNSを活用した広報啓発を実施。（警察庁）<br>・内閣府・警察庁作成のポスターやリーフレットを在外公館等に配布。X（旧Twitter）を活用した広報啓発を実施。（外務省）                                                                                                                                                                                        |
| 7  | ⑦ 若年層に対する教育・啓発等に従事する者への研修等の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るため、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象に、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修等を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・若年層に対する性暴力の現状や、効果的な予防啓発の手法等について学べるよう、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、地方公共団体において若年層を対象とした性暴力の予防啓発事業を担当している行政職員、若年層を対象とし性暴力の予防啓発事業を行っている民間団体を対象に、オンライン教材を作成・提供。（内閣府）                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 8  | ⑧ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | シンポジウム等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、被害児童及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を周知し、国民の理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。                                                                                                                                                                                                                                                        | ・犯罪被害者等の置かれている現状と支援の必要性について周知するため、「男児・男性の性暴力被害」をテーマに「全国被害者支援フォーラム2024」を開催するとともに、「学校で性暴力被害がおこったら」等をテーマに民間被害者支援団体及び地方公共団体等の職員を対象とする全国研修会を実施。（警察庁）<br>・性被害に遭った被害児童が早期に適切な支援を受けることができるよう、性被害の相談窓口や支援内容を周知するリーフレットを警察庁のウェブサイトに引き続き掲載するなどして、被害の潜在化を防ぐための取組を継続して推進。また、都道府県警察においても、相談窓口等をウェブサイトに掲載するとともに、学校等と連携した非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、子供やその保護者に対し、相談等を促すための広報啓発を推進。（警察庁）<br>・精神障害を有する者等の性犯罪被害について調査・研究を行い、令和7年3月、法務総合研究所研究部報告68「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」として公表。（法務省） |
| 9  | ⑨ 民間団体等が行う活動助成事業に関する情報へのアクセスの向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 警察庁のウェブサイトに設ける児童の性的搾取等に係る対策に関するコーナーにおいて、民間団体等が行う助成事業に係る情報を集約して当該情報が掲載されたウェブサイトに係るリンクを貼ることにより、児童の性的搾取等に係る対策に関する調査研究や被害者の支援等の活動に従事する研究者、ボランティア団体等からの活動助成事業に係る情報に対するアクセスを向上させる。                                                                                                                                                                                    | ・こども家庭庁ウェブサイトの「こどもの性被害を撲滅するための政府の取組」のページにおいて、民間団体等が行う助成事業に係る情報を集約して当該情報が掲載している「公益財団法人助成財団センター」のウェブサイトに係るリンクを貼ることにより、こどもの性被害に係る対策に関する調査研究や被害者の支援等の活動に従事する研究者、ボランティア団体等からの活動助成事業に係る情報に対するアクセス向上を促進。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                                    |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | ⑩ 児童の保護に向けた民間団体による啓発活動への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 児童がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事案を未然に防止するため、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等の民間団体がフィルタリングの普及等を目的として実施する啓発活動やその検討の場等に参画し、必要な情報の提供や助言等を行うことを通じて、被害防止のための啓発活動等の継続的な実施を支援する。                                                                                                                                                                                                    | ・安心ネットづくり促進協議会が行う啓発活動や検討会への参画等により、青少年のインターネット利用環境整備に寄与。高校生ICTカンファレンスに関しては、各総合通信局において管内の開催を支援するとともに、総務省本省での最終報告会（令和6年12月10日）の開催等を行うなど、その運営を支援。（総務省）<br>・子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童生徒、保護者及び教職員等を対象とした学校等での啓発講座「e-ネットキャラバン」を情報通信分野等の企業・団体、総務省及び文部科学省が協力して全国で実施（令和6年度実施件数：2,167件、受講人数：約44万人）。令和2年度より、オンライン受講を取り入れ受講方法の選択肢を拡大。また、フィルタリングに関する理解の向上を図るため、平成28年度から保護者・教職員等を対象にスマートフォンのフィルタリングについての講座を実施。総務省総合通信局の職員も講師として講座を実施するなど、講座の普及拡大に向けた協力を実施。（総務省・文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 11 | ⑪ 青少年インターネット環境整備法等に基づく総合的な被害防止対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | インターネットの利用を通じて児童が児童ポルノ事犯をはじめとする性的搾取等の被害やトラブルに遭う事例が絶えないこと等に鑑み、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、児童が違法・有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるほか、関係府省庁、関係事業者等が連携して、児童及びその保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する広報・啓発、調査研究その他の対策を総合的に推進する。 | ・令和6年度中、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計5回開催し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する検討を実施するとともに、同検討会の下に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、インターネット利用を巡る青少年保護に関する課題と論点を整理するための議論を実施。（こども家庭庁）<br>・各都道府県警察において、性的搾取等の被害児童及びその保護者等に対し、フィルタリングの利用状況を確認し、利用していない場合には、フィルタリングの有効性、重要性及び設定方法等を説明するなど、その利用を促進。（警察庁）<br>・再掲1－②警察庁及び文部科学省の共同作成によるリーフレットの掲載・活用（警察庁・文部科学省）<br>・再掲1－②非行防止教室等の開催（警察庁）<br>・インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2025年版)」を作成・公表。（総務省）<br>・再掲1－⑩ e-ネットキャラバンの実施（総務省・文部科学省）<br>・検察において、刑事事件として取り上げるべきものについて、法と証拠に基づき、厳正に対処。（法務省）<br>・インターネット上のマナーやインターネットを通じた性被害等を含むトラブル、家庭でのルールづくりの重要性等を周知するため、PTA等と連携した保護者向けの学習・参加型のシンポジウム(ネットモラルキャラバン隊)を全国3か所で開催。（文部科学省）<br>・インターネットの適切な利用に向けて、IPA等と連携しながら、指導者向け及び個人向け情報セキュリティ教材を無料でインターネット上に公表。（経済産業省） |
| 12 | ⑫ 旅行者等への指導                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 児童買春等の法令に違反するサービスの提供は、旅行業法（昭和27年法律第239号）において禁止行為として挙げられているところ、旅行者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じて指導する。                                                                                                                                                                                                                                                      | ・旅行者等による自己点検を実施するとともに観光庁・都道府県による立入検査を行った。（観光庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 13 | ⑬ 海外渡航者への啓発                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 外務省が作成して海外渡航者向けに情報提供している、「海外安全虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」において、日本人が「犯罪者」となるケースとして「売買春」を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯として処罰の対象となる旨を説明し、広報・啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                      | ・「海外安全虎の巻」（第24版）を海外安全ホームページ及び海外安全アプリ上で公開し、日本人が子供の性被害の加害者とならないよう引き続き注意を促している。なお、本データは海外安全ホームページからPDF形式で自由にダウンロードすることが可能。（外務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 14 | ⑭ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）まで）において、児童の性的搾取等を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                                                                       | ・11月12日から同月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間において、地方公共団体や関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力に関する社会の意識を喚起するとともに、人権の尊重のための意識啓発等の充実を図っており、令和6年度は、「DVや性暴力の悩み、受け止めてくれる人がきつという。」と発信するポスターやリーフレットを作成し、全国の各層に協力を呼び掛けるとともに、引き続き、ポスター等の配布や全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施。（内閣府）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 15 | ⑮ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 毎年実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）及び「子供・若者育成支援推進強調月間」（11月）において、青少年の福祉を害する犯罪被害の防止等を重点項目等として位置付け、児童の性的搾取等に係る対策に関する国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                                           | ・再掲1－①「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施（こども家庭庁）<br>・各都道府県警察宛てに「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等に関する取組について通知を発出し、商業施設や駅前等におけるキャンペーン等の広報啓発活動を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 16 | ⑯ 「児童虐待防止推進月間」における取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 児童の「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るという考えに基づき、毎年実施している「児童虐待防止推進月間」（11月）において、性的虐待の問題を含む児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                                                                 | ・11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、同期間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。令和6年度は、「189（いちばやく） 気づいてあげて そのサイン」を同期間の標語として決定し、各種広報媒体に掲載したほか、「こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithとちぎ」やポスター・リーフレット・啓発動画等により、児童虐待防止に向けた広報啓発に取り組んだ。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 17 | ⑰ 「若年層の性暴力被害予防月間」における取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 毎年入学・進学時期に実施している「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）において、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進する。                                                                                                                                                                                                                              | ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施した。若年層の性暴力被害予防のため、「信頼する気持ちにつけこむ害もある」と啓発する動画の作成・発信など、積極的な啓発活動を展開。（内閣府）<br>・各都道府県警察宛てに「若年層の性暴力被害予防月間」に関する取組について通知を発出し、商業施設や駅前等におけるキャンペーン等の広報啓発活動を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 18 | ⑱ 外国捜査機関との連携と国際捜査共助の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 日本人が国外において敢行する児童買春事犯や児童ポルノ事犯等の児童の性的搾取等事犯や、海外からの通報を端緒として把握した日本国内における当該事犯に関して、外国捜査機関と連携した積極的な取締りを推進する。                                                                                                                                                                                                                                                    | ・外国捜査機関との関係強化に努め、捜査共助を円滑に行える体制を構築し、その結果得られた外国捜査機関からの情報提供に基づき、積極的に捜査を推進。（警察庁）<br>・新規施策として、日本、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国香港特别行政区、マレーシアの6つの国・地域が相互に連携し、オンライン上の児童ポルノ等性的搾取事犯の集中取締りに係る国際協同オペレーション『オペレーション・サイバー・ガーディアン』を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 我が国において、児童買春事犯や児童ポルノ事犯等の児童の性的搾取等事犯についての捜査・公判活動を遂行するに当たり、必要がある場合には国際礼让又は刑事共助条約等の関連する国際約束に基づき外国に対する捜査共助の要請を行い、適切な処罰を実現するとともに、外国当局から同様に捜査共助の要請を受けた場合には、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）等の関連する国内法に基づき迅速かつ適切な共助を実施することによって、国際的な連携の強化を図る。                                                                                                                           | ・児童買春、児童ポルノ事犯等の子供の性被害（児童の性的搾取等）事犯について、外国当局からの捜査共助の要請に対し、迅速かつ適切な共助を実施。（法務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号                                       |   | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19                                       | ⑰ | 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に係る国際的な情報発信                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」を英訳し、国際機関への報告や各種国際会議の場において活用することにより、我が国における児童の性的搾取等に係る対策の内容及び政府の取組姿勢について、国際社会の理解を深める。                                                                                                                                  | ・「こどもの性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の英訳版を、こども家庭庁ウェブサイトに掲載。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 20                                       | ⑳ | 国際的取組への参画を通じた国際連携の強化及び国際社会への情報発信の推進                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | G7ローマ／リヨン・グループやI C P Oの活動に積極的に参画することにより、世界各国との情報交換を促進するなど、国際的な連携を強化するとともに、我が国の取組の情報発信を推進する。                                                                                                                                                                 | ・G7ローマ／リヨン・グループやI C P Oの活動に積極的に参画し、各国の捜査機関等との情報交換を実施して国際的な連携を強化するとともに、我が国の取組についての情報発信を実施。（警察庁）<br>・平成23年3月に整備したI C P O国際児童ポルノデータベース用端末を通じた参加国間における情報共有を推進。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 21                                       | ㉑ | 「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」への参画                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | インターネット上における児童の性的搾取等に対し、各国政府や民間企業等が協力して対策に当たるための国際的な連携の枠組みである「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」に参画し、世界各国との情報交換を促進するなど、国際的な連携を強化するとともに、我が国における官民一体となった取組について積極的に情報発信し、国際社会の理解を深める。                                                                            | ・令和6年12月、WePROTECTによる「Global Summit 2024」に出席し、諸外国におけるこどもの性被害防止に係る取組等について情報を収集するなど、引き続き国際的な連携を強化。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 22                                       | ㉒ | 児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 官民連携して児童の性的搾取等の撲滅と被害児童の保護に当たる我が国の性的搾取等対策について、国内外に情報発信するためのセミナーを開催し、我が国の取組に対する国民及び国際社会の理解を深める。                                                                                                                                                               | ・令和7年2月、子供の性被害防止に関する民間団体の活動や都道府県警察等の活動を紹介する「第9回子供の性被害防止セミナー」を開催し、関係府省庁、外国機関、民間団体等から約220人が参加。このセミナーの模様を警察庁公式YouTubeで配信。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 23                                       | ㉓ | 人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 人身取引に係る国内外のブローカー等の検挙及び被害者の迅速な保護等を推進するため、関係行政機関、在京大使館、国際機関、N G O等との間でコンタクトポイント連絡会議を開催し、情報共有と円滑な事案処理に向けた協議を行う。                                                                                                                                                | ・平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、N G O、I O M等との意見交換・情報交換を行っており、令和6年は10月1日に開催。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 24                                       | ㉔ | 児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の着実な履行及び国内の取組に関する国際社会への情報発信                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の規定に基づき児童の権利委員会に提出した政府報告（平成29年6月）に対する同委員会の最終見解（平成31年3月）の趣旨を踏まえ、また、必要に応じて、国連児童売買、児童買春、児童ポルノ特別報告者の報告書（平成28年3月）における勧告も考慮しつつ、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の実施の確保に努める。また、今後も引き続き、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の規定に基づく政府報告等を通じ、国際社会に対して我が国の取組を積極的に情報発信する。 | ・こどもに対する暴力をなくすための国際的な取組に参加し、パスファインディング国(自国内のこどもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことにコミットする国)として、市民社会、関係省庁等が参加して、令和3年8月に策定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく取組を着実に進めている。（こども家庭庁）<br>・警察庁のウェブサイトにおいて、「こどもの性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の英語版や、我が国の取組状況を英語で掲載する等、国際社会に対して我が国の取組を積極的に情報発信。（警察庁）<br>・児童の性被害に係る諸外国の動向や国際的な規範形成に向けた動向をフォローするとともに、国連等多国間の枠組みにおける児童の性被害に係る議論に参加。また、令和7年3月、ジュネーブでの第58回人権理事会会期中、児童に対する暴力撲滅啓発のためのサイドイベントをベルギーとの共催により実施。（外務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 25                                       | ㉕ | 「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」（GPeVAC）のパスファインディング国（自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことをコミットする国）として、SDGsのターゲットである「子どもに対する暴力撲滅（ターゲット16.2）」の達成に寄与することを念頭に、虐待、性的搾取等・性暴力、いじめ、体罰等の分野における取組を幅広く取りまとめて策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」（令和3年8月18日関係府省庁連絡会議決定）に基づき、関係府省庁が連携して具体的取組を着実に実施する。   | ・令和6年3月、こどもに対する暴力をなくすための国際的な取組のパスファインディング国(自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことにコミットする国)として、子どもに対する暴力撲滅円卓会議ワーキング・グループ第5回会合を開催。市民社会、関係省庁等の関係者が出席し、令和3年8月に策定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」のフォローアップを行い、同行動計画に基づく取組を着実に実施している。（こども家庭庁）<br>・令和6年11月、コロンビアにおいて開催された、第1回こどもに対する暴力撲滅グローバル閣僚会合に日本として参加し、こどもに対する虐待や性暴力防止に向けた我が国の取組を説明、引き続き暴力撲滅に向け取組を進めていくことを表明したほか、会合の成果文書であるボゴタ行動要請に、日本も賛同国入りした。（こども家庭庁、外務省）<br>・令和4年12月に成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号）の周知・広報のため、令和6年4月、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明。（法務省）<br>・令和5年6月、子供に対する性犯罪に対処するための罰則の改正・新設を含む「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立した。これらの法律の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるとともに、周知・啓発を図るなど、必要な措置を講じた。（法務省）<br>・検察において、刑事事件として取り上げるべきものについて、法と証拠に基づき、厳正に対処。（法務省） |
| 2 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援 |   |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 26                                       | ① | 生命（いのち）の安全教育をはじめとする性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育及び自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進する。このため、誰もが「生命（いのち）を大切にする」、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含めて推進するなど、全国の小中高の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施し、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。 | ・「放課後児童クラブ運営指針」の改定にあたり、同指針解説書において、「生命（いのち）の安全教育」を取組例として新たに紹介。（こども家庭庁）<br>・「児童館ガイドライン」の改定にあたり、性被害防止のための啓発においては、「生命（いのち）の安全教育」等の活用が考えられる旨を新たに明記し、同ガイドラインの解釈通知においても詳説。（こども家庭庁）<br>・「生命（いのち）の安全教育」教材等を活用した普及展開事業（委託事業）を実施するとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和5年度実践例）の公表やウェブセミナーの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図った。（文部科学省）<br>・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育及び自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するため、誰もが「生命（いのち）を大切にする」、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含めて推進するなど、全国の小中高の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施し、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図った。（文部科学省）                                                                                                                                                |
| 27                                       | ② | 官民が協力して実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          |   | 地方公共団体や関係事業者、学校、地域団体等と連携・協力して、児童が初めて自分のスマートフォンを手にする時期でもある、春の卒業・進学・新入学の時期に、フィルタリング、時間管理機能、課金制限機能等のペアレンタルコントロールによる対応の推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に実施する。                                                                                             | ・フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロール（保護者による管理）の普及促進、フィルタリングのカスタマイズ機能の積極的利用、時間管理機能や課金制限機能等の活用、話し合いによる家庭内ルールづくりの促進等に重点を置いた啓発を実施。（こども家庭庁）<br>・再掲1ー②警察庁及び文部科学省の共同作成によるリーフレットの掲載・活用（警察庁・文部科学省）<br>・令和7年2月より「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を関係府省庁・関係事業者等と協力して実施し、フィルタリングの利用促進やいわゆるICTリテラシーの向上に向けた各種取組を集中的に展開。具体的には、その中で関係事業者にフィルタリングの説明等の徹底を要請するとともに、保護者にもフィルタリングの積極的な活用の検討等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び啓発コンテンツの放映等の周知啓発を実施。（総務省）<br>・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、OS事業者やメーカー、Eコマース等の事業者・事業者団体に対し、協力依頼を行い、フィルタリングやペアレンタルコントロール等についての情報を各所で発信。（経済産業省）                                                                                                                                                                                                     |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | ③ 児童の安全・安心なインターネット利用のための啓発活動の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 青少年の安全・安心なインターネット利用に向け、通信関係団体等と連携し、児童や児童を保護・教育・指導する立場にある保護者、教職員等を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」を実施するとともに、平成28年9月から開始した保護者及び教職員向けの上位講座である「e-ネットキャラバンplus」を実施し、フィルタリングの重要性等についての意識向上や具体的なフィルタリングの設定方法の周知を図る。                                                                                                               | ・再掲1ー⑩ e-ネットキャラバンの実施（総務省・文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 全国のNPO法人等と連携しつつ、青少年、保護者、教職員等に対し、警察の協力の下、情報セキュリティやフィルタリングを含む違法・有害情報対策について普及啓発を図る、インターネット安全教室を実施する。また、同教室で活用する啓発資料や講習内容を、インターネット利用環境の変化及び児童ポルノをめぐる情勢を踏まえて随時更新する。                                                                                                                                                     | ・再掲1ー⑪ 情報セキュリティ教材の公開（経済産業省）                                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | インターネット上におけるリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害に関する問題等を盛り込んだ啓発冊子を活用した啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                      | ・インターネット上のこどもに対する人権侵害を防止することを目的として、中・高校生やその保護者向けの啓発冊子の配布に加え、インターネット上で啓発動画の配信を実施。（法務省）                                                                                                                                                                                                 |
|    | 日本PTA全国協議会や全国高等学校PTA連合会の総会、全国大会等において、フィルタリングの重要性等に関する啓発資料を配布するなどして、インターネットの適切な利用及びインターネットの利用に起因する性的搾取等の被害に遭わない方法について周知を図る。                                                                                                                                                                                         | ・日本PTA全国協議会や全国高等学校PTA連合会の総会、全国大会等において、フィルタリングの重要性等に関する啓発資料を配布するなどして、インターネットの適切な利用及びインターネットの利用に起因する性的搾取等の被害に遭わない方法について周知を図った。（文部科学省）                                                                                                                                                   |
|    | 保護者に対し、児童のインターネット利用に伴う危険性や児童の犯罪被害防止対策を周知するため、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発リーフレット等を作成し、啓発活動を推進する。                                                                                                                                                                                                                        | ・再掲1ー②警察庁及び文部科学省の共同作成によるリーフレットの掲載・活用（警察庁・文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 29 | ④ 青少年の安全・安心なインターネット利用のための地方連携体制構築の支援                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 青少年の安全・安心なインターネット利用を促進するため、地方公共団体及び関係団体の協力の下、全国数箇所で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催することを通じて、地方における連携体制構築を支援する。                                                                                                                                                                                                         | ・令和6年12月、徳島県において青少年のインターネット利用に係る地方連携体制支援事業として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、約150人が参加。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                         |
| 30 | ⑤ 児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動への支援                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 児童のインターネットの適切な利用に向け、都道府県・指定都市におけるネットパトロール監視員及び民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールに対し、支援を行うとともに、就学時健診や保護者会等、多くの保護者が集まる機会における、携帯電話やSNSをはじめとするインターネットの危険性及びその適切な利用に関する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。また、日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、「ネット対策地域支援事業」を通じ、ネットリテラシー指導員の養成、インターネット上のトラブルに対応する体制の構築等、地域における先進的な有害環境対策を推進する。 | ・「地域における家庭教育支援基盤構築事業」を通じ、保護者に対し、携帯電話やインターネットの危険性及びその適切な利用について啓発するための学習機会の提供を行うなど、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組を推進。（文部科学省）<br>・地域におけるインターネットの安全安心な利用に関する教育・啓発に関する先進的な取組を支援する「ネット対策地域モデル事業」により、全国3か所で地方自治体や民間団体等が実施するネット利用に関する指導員の養成やネットトラブルについて考えるワークショップを実施。（文部科学省） |
| 31 | ⑥ 学校における情報モラル教育の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 情報モラル教育に関する教職員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを開催し、情報モラル教育の全国への普及を図るとともに、情報モラル教育に関する児童生徒向けの啓発資料を配布するなどして、情報化に伴う新たな課題に対応する。                                                                                                                                                                                                    | ・教職員等を対象とした情報モラル教育に関するセミナーを開催するとともに、情報モラル教育ポータルサイトを更新し、教職員向け動画コンテンツ及び児童・生徒向けの啓発動画を充実。（文部科学省）                                                                                                                                                                                          |
| 32 | ⑦ 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー 指標（I L A S）の策定及び公表                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するために開発されたテストを、青少年の情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートと併せて実施し、その結果を集計・分析した上で、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（I L A S：Internet Literacy Assessment indicator for Students）等に係る調査結果として毎年度公表する。                                                                                          | ・青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートと併せて実施し、結果を分析・集計したものを「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（I L A S：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」として平成24年度より毎年度公表している。（総務省）                                                       |
| 33 | ⑧ 街頭補導の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 非行少年等のい集や非行が行われやすい場所・時間に重点を置き、関係機関、ボランティア等と連携を図りながら、積極的な声掛け等により非行少年等の早期発見に努め、発見・補導した場合には少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者に必要な注意・助言を行う街頭補導を推進することにより、こうした少年に係る性的搾取等の被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。                                                                                                                                  | ・都道府県警察において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導を推進。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 34 | ⑨ 少年指導委員による少年の健全育成のための活動の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき都道府県公安委員会から委嘱された少年指導委員に対し、少年非行情勢の情報提供等の支援を行い、同委員による少年の補導、風俗営業を営む者等に対する助言、被害を受けた少年に対する援助等の少年の健全育成のための活動を推進する。                                                                                                                                                              | ・都道府県警察において、少年指導委員に対する法定研修を実施し、少年非行及び風俗環境の状況に関する情報提供等の支援を行うなどして知識・技能の向上を図るとともに、同委員が少年の健全育成のための活動を推進。（警察庁）                                                                                                                                                                             |
| 35 | ⑩ 少年鑑別所における非行のある少年等に対する支援                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助業務の一環として、少年の非行防止と立ち直りに向け、関係機関と連携を図りつつ、非行のある少年や、その家族等に対する支援を推進する。                                                                                                                                                                                                                          | ・少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助の一環として、少年の非行防止と立ち直りに向け、関係機関と連携を図りつつ、非行のある少年や、その家族等に対する支援を実施。（法務省）                                                                                                                                                                                           |
| 36 | ⑪ サイバー防犯ボランティア活動の支援の強化                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | サイバー空間における犯罪被害防止のための教育活動、規範意識向上のための広報啓発活動、サイバーパトロールによる環境浄化等の活動を行うサイバー防犯ボランティア団体結成の働き掛けを行うとともに、サイバー防犯ボランティアに対し、児童の性的搾取等の未然防止に資する資料を提供すること等により、サイバー防犯ボランティア活動への支援を強化する。                                                                                                                                              | ・各都道府県警察においてサイバー防犯ボランティアによる中・高生向けのSNS安全利用に関する講習会の開催を支援するとともに、警察庁において全国のサイバー防犯ボランティアが参加する会議を開催。（警察庁）                                                                                                                                                                                   |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | ⑫ ひとり親家庭に対する支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を支援するため、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和2年厚生労働省告示第78号）に基づき、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援を中心とした、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策及び④経済的支援策による総合的な支援に取り組む。                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・①経済的課題に直面するひとり親家庭等のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しするとともに、より多くの学習支援の機会を提供するため、こどもの生活・学習支援事業において、受験料・模試費用の支援及び長期休暇の学習支援の費用加算を実施。（こども家庭庁）<br>・②ひとり親家庭等の親の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金事業について、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法の見直しを実施。（こども家庭庁）<br>・③養育費の取決めや確保等について、夜間・休日を含め電話やメールで迅速に対応できる相談機関の確保を図るため、養育費等相談支援センター事業を委託し実施。（こども家庭庁）<br>・④父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童についての児童扶養手当の支給を実施。新たに、令和6年11月支給分より、全部支給の所得限度額を160万円から190万円（年収ベース・こども1人の場合）、一部支給の所得限度額を365万円から385万円（年収ベース・こども1人の場合）に引き上げ。また、第3子以降の加算額を第2子の加算額と同額まで引き上げ。（こども家庭庁）                                                                   |
| 38 | ⑬ ひとり親家庭の親への就労支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 次の取組により、ひとり親家庭の親に対し就労支援を行う。<br>・ハローワークにおける就職支援として、児童扶養手当受給者を含め、生活保護受給者等、広く生活困窮者を対象に、地方自治体の福祉事務所等にハローワークの相談窓口を設置するなど、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、ハローワークと地方自治体の協定に基づく支援を行う。<br>・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を継続する。特に、ひとり親家庭の親に対しては、専門相談員を配置して就職支援の強化を図る。<br>・ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する。これに加え、有期雇用労働者等に対する正社員化等の取組を実施した事業主に対して支給するキャリアアップ助成金や、就職が困難な求職者を一定期間試行雇用した事業主に対して支給するトライアル雇用助成金について、ひとり親家庭の親の雇用については支給額を加算する措置を実施するなど、雇用関係助成金による支援を行う。                        | ・①ハローワークにおける就職支援として、児童扶養手当受給者を含め、生活保護受給者等、広く生活困窮者を対象に、地方自治体の福祉事務所等にハローワークの相談窓口を設置するなど、地方自治体とのチーム支援による就職支援を実施。（厚生労働省）<br>・②マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、個々の求職者のニーズに応じた担当者制によるきめ細かな就職支援を実施。特にひとり親家庭の親に対しては、専門相談員を配置して就職支援を実施。（厚生労働省）<br>・③ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給。これに加え、有期雇用労働者等に対し正社員転換等の取組を実施した事業主に対して助成するキャリアアップ助成金や、就職が困難な求職者を一定期間試行雇用した事業主に対して助成するトライアル雇用助成金について、ひとり親家庭の親の雇用については助成額を加算する措置を実施するなど、雇用関係助成金による支援を実施。（厚生労働省）                                                                                                                                                                      |
| 39 | ⑭ 若者に対する就労支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 就労を希望する新規学卒者、フリーター等の若者に対し、ハローワーク等において就労支援を行うほか、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者の職業的自立に向けた専門的相談支援や、就職した者への定着・ステップアップ相談等を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・就労を希望する新規学卒者や正社員就職を希望するフリーター等の若者に対し、新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等において、きめ細かな就職支援を実施。（厚生労働省）<br>・地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立に向けた相談支援等を実施。（厚生労働省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 40 | ⑮ 生活困窮者に対する支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、包括的な支援を行う「自立相談支援事業」や「子どもの学習・生活支援事業」等による支援を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・「自立相談支援事業」や「子どもの学習・生活支援事業」等を引き続き実施し、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含めた自立のための支援を実施。（厚生労働省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 41 | 3 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | ① 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 42 | ② 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の運用支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 事業者団体（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）が開催する、違法情報等対応連絡会にオブザーバーとして参加すること等を通じて、同事業者団体が策定した、児童ポルノの判断基準及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）違反の判断基準等を含む「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」並びに児童ポルノのブロックリングに関する規定及び児童売買春の禁止規定等を含む「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援する。                                                                                                                                                   | ・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進等について、フォローアップを実施。（総務省）<br>（総務省）<br>・再掲1－⑩ e-ネットキャラバンの実施（総務省、文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 43 | ③ インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | インターネット上の違法・有害情報への対応に関する一般のインターネット利用者からの相談、ネットいじめ等への対応に関する学校関係者からの相談及び一般のインターネット利用者、人権侵害に対応する機関、インターネット・ホットラインセンター、警察等からの削除依頼に関するI S P（インターネット・サービス・プロバイダ。以下同じ。）等からの相談に対応する、違法・有害情報相談センターの運営を支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・違法・有害情報相談センターを設置し、インターネット上の違法・有害情報に関して、個人やプロバイダ等から個々の事案への対応について相談を受理。（総務省）<br>・違法・有害情報相談センターが受けた相談のうち、一定のもの（青少年に係る明らかな権利侵害を内容とするもの等）について、協力事業者に対し、事案の情報提供を実施。（総務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 44 | ④ ブロックリングの実効性向上に向けた諸対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであることから、児童の権利を保護するため、平成23年4月から、I S P等が自主的にブロックリングを実施しているところである。インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配慮しつつ、I S P等による実効性のあるブロックリングの自主的な導入を促進するため、引き続き、I S P等に対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロックリングの重要性、有効性等について理解を求める。<br>また、より実効性のあるブロックリングを実施できるよう、サーバの所在地を問わず、児童ポルノの発見後、警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体への情報提供が行われ、かつ、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体におけるアドレスリストの作成及びI S P等へのアドレスリストの提供が迅速かつ効果的に行われるよう支援する。<br>さらに、I S P等によるブロックリングが安定的に実施されるよう引き続き支援する。 | ・警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターにおいて、令和6年中にインターネット利用者等から受理した通報内容を分析した結果、3,021件を児童ポルノ公然陳列に係る違法情報と判断し、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会に対し情報提供を行い、民間事業者によるブロックリングの実施を支援。（警察庁）<br>・児童ポルノサイトのブロックリングは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、プロバイダ等による自主的な導入・運用を支援。（総務省）<br>・一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援。（総務省）<br>・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のI S Pがブロックリングを自主的に導入。令和7年1月31日時点では、I S P（68社）、通信系団体（4団体）、検索エンジンサービス事業者（3社）、フィルタリング事業者（2社）が同団体に加盟。同団体から児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられるよう、取組を支援。（総務省） |
| 45 | ⑤ SNSに起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | SNSに起因する事犯等に関する実態調査を実施することで、SNSに起因する犯罪被害等を適切に把握し、その危険性をより分かりやすく広報啓発するなど、児童の被害防止のための各種施策を講ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ・再掲1－③SNSに起因する犯罪被害の実態調査（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 46 | ⑥ SNS事業者等の自主的な取組に対する支援                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | SNS事業者等で構成される事業者団体である「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護活動に参画し、SNSに起因する事犯の被害実態に関する情報提供を行うとともに、利用者の年齢確認の推進等、個々の事業者における自主的な児童の被害防止対策の強化を促進する。また、主な出会い系サイト事業者に対しても、SNS事業者と同様に、児童の性的搾取等の被害実態に関する情報提供を行うとともに、サイト利用者が児童でないことの確認の徹底等の被害防止対策に関する申入れを実施する。                              | ・主要な出会い系サイト事業者に対し、児童被害の実態に関する情報提供を行うなどして、児童被害防止対策を推進。（警察庁）<br>・SNS事業者に対し、主要な事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護ワーキンググループの活動を支援しているほか、同機構に参加していない事業者にあっても、個別に児童被害の実態に関する情報提供を行い、事業者の規模やサービス態様に応じた自主的な被害防止対策の強化に向けた働き掛けを実施。（警察庁）<br>・SNS事業者等で構成される「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の会合に出席し、同機構の情報発信のあり方について助言するなど、同機構での青少年のインターネット利用環境整備に係る議論に寄与した。（総務省）                                                                                       |
| 47 | ⑦ SNSに起因する事犯の被害防止のための広報啓発活動の推進                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | SNSに起因する事犯を防止するため、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進する。また、本取組に際しては、AI技術の活用やボランティアとの連携等、より効果的な手法の導入を検討する。                                                                                                                                  | ・各都道府県警察においては、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みを対象として注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 48 | ⑧ 児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。                                                                                                                                          | ・サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報等を通じて把握した児童ポルノ画像等について、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対し削除依頼を実施。令和6年中における警察への通報は368件、サイト管理者へ削除依頼は274件。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 49 | ⑨ インターネット・ホットラインセンターの運用                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 一般のインターネット利用者等から、児童買春・児童ポルノ禁止法の児童ポルノ公然陳列及び出会い系サイト規制法の禁止誘引行為を含む違法情報等に関する通報を受理して、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを、民間委託により引き続き運用する。インターネット・ホットラインセンターは、児童ポルノに係る警察への通報、各国の同種組織相互間の連絡組織であるINHOPEへの海外のウェブサーバに蔵置されている児童ポルノ画像の通報等を実施する。                                 | ・インターネット・ホットラインセンターにおいて、受理した通報内容を分析し、児童ポルノ公然陳列と判断した情報について、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施。令和6年中における警察への通報は368件、サイト管理者等への削除依頼は274件。また、同センターは児童ポルノ公然陳列情報に係るINHOPEへの通報等も実施。令和6年中におけるINHOPEへの通報は2,387件。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                         |
| 50 | ⑩ 商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することがないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、取締りにより生じた空きビル、空き店舗等に違法な風俗店等が入居することを阻止するための取組を推進するなどして、繁華街・歓楽街からの犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等を、商店街等や自治体との連携により推進する。                                                                                            | ・商店街、地域住民、自治体等と連携して、繁華街・歓楽街における合同パトロールを実施したほか、繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の実態把握活動、取締りによる排除、犯罪インフラの解体等の取組を実施。また、取締りにより生じた空きビル・空き店舗等への暴力団事務所の設定、違法風俗店等の入居等の阻止等を推進するため、不動産業者、ビル・マンションオーナー等に対し、不動産賃貸契約時における暴力団、違法風俗店等の排除や賃貸契約の解除等に関する指導を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                   |
| 51 | ⑪ 児童の性を売り物とする営業に関する実態調査                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 「女子高校生リフレ」など并称し女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる営業が次々とその形態を変えて登場していることに迅速的確に対応するため、児童の性を売り物とする形態の営業に関する実態調査を実施する。                                                                                                                                                                 | ・「JKビジネス」の実態を正確に把握するため、令和6年12月末現在における実態を調査。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 52 | ⑫ 性的搾取等の根絶に向けた官民連携の取組                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進する。                                                                                                                                                                                                                | ・再掲1ー⑪「若年層の性暴力被害予防月間」における啓発活動等（内閣府）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 53 | ⑬ 児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 被害場所の実態を把握し、当該被害場所における被害状況の分析を行うとともに、盗撮をはじめとする児童の性的搾取等事犯の被害の発生が多い施設や被害状況に関する情報を、関係省庁の協力を得て関係団体等に提供するなどして、被害に遭わないための環境対策の強化を推進する。                                                                                                                                           | ・旅館・ホテル等の施設管理者等に対し、全国的な児童の性的搾取等事犯の発生状況や、犯行手口に基づく注意喚起を実施。また、ラブホテル等の施設管理者等に対して法令に基づく報告の要求又は立入りを実施し、18歳未満の者を客として立ち入らせないために実施している対策について説明を求めたほか、所要の助言や指導を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 54 | 4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | ① SNSの活用を含めた児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等において、児童やその保護者等に対して警察官や少年補導職員が面対応し、相談内容に応じて必要な助言・指導を行うとともに、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話相談を受け付けることにより、被害児童の早期発見に努める。また、相談対応について、フリーダイヤルの導入や、電子メール等による夜間・休日における相談受付等を進めるとともに、匿名での相談が可能である旨を積極的に周知する。                                                 | ・令和6年中、都道府県警察においては、児童やその保護者等からの面接や電話での相談を9万4,240件受理し、必要な助言・指導を実施。また、警察庁においては、都道府県警察の電話相談窓口である「ヤングテレホンコーナー」や電子メール等による相談窓口について、警察庁ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体を活用し周知。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 全国の法務局・地方法務局等において児童の性的搾取等を含むあらゆる人権問題について人権相談を行うとともに、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」及びインターネット人権相談受付窓口「SOS-eメール」の運用、「子どもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を行う。また、若年層の利用が多いSNSを活用した人権相談体制の整備を進める。さらに、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載するほか、啓発冊子やリーフレットに記載して一般に配布するなどして、周知を図る。 | ・全国の法務局・地方法務局等において、こどもの性被害（性的搾取等）を含むあらゆる人権問題について人権相談に対応。また、フリーダイヤルの電話相談窓口「こどもの人権110番」、インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」及び「LINEじんけん相談」等の運用、「こどもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を実施。（法務省）<br>・令和6年8月21日から8月27日までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」と定め、期間中、平日の相談受付時間の延長や土曜日・日曜日の相談窓口の開設により相談体制を拡充。さらに、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載したほか、法務省人権擁護局公式SNSアカウント（X、LINE、Facebook）による投稿や、ポスターの掲示、啓発冊子やリーフレットに各種相談窓口の情報を記載して一般に配布したりするなどして、周知。（法務省） |
|    | 児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）により、SNSを活用した相談支援の体制整備を進めるため、児童相談所の体制強化を図る取組を支援する。また、子供や家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各自治体がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。                                                                                                             | ・児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）により、各自治体におけるSNSを活用した相談支援体制の整備に取り組むとともに、令和5年2月より「親子のための相談LINE」を開設し、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築を推進。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 様々な悩みや不安を抱えている児童生徒が相談しやすい環境を整備するため、各自治体が運営する電話やSNS等を活用した相談体制の整備への支援を行う。                                                                                                                                                                                                    | ・様々な悩みや不安を抱えている児童生徒がいつでも相談できるよう、24時間SOSダイヤルを実施するとともに、各自治体が運営するSNS等を活用した相談体制の整備に対して支援。（文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|    | 若年層が利用しやすいよう、SNS相談支援事業（「Cure time（キュアタイム）」）について、システムの改善を行う。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通短縮番号（「#8891（はやくワンストップ）」）の周知・広報を進める。                                                                                                                     | ・若年層等の性犯罪・性暴力被害者支援の充実に向けて、SNSを活用した性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」を365日実施するとともに、メール相談も実施。（内閣府）<br>・ウェブサイトやSNSでの発信、「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」の機会を活用した周知により、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を継続実施。（内閣府）                                                                                                                                                                                                         |
|    | 児童やその保護者等が相談しやすい環境を整備するため、被害者等のニーズや相談内容に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を、警察庁ウェブサイトに掲載して運用する。                                                                                                                                               | ・被害少年等が相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を警察庁ウェブサイトに掲載して運用。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 55 | ② 相談者の利便性に配慮した対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 「＃9110（警察相談専用電話）」、「189（児童相談所虐待対応ダイヤル）」等の総合窓口電話番号を含む各種相談窓口において、児童の性的搾取等の被害者等から相談を受理したときは、引き続き適切な助言や情報提供に努めるとともに、他の行政機関等において対応することが適当である場合には、プライバシーの保護等に配慮しつつ、確実かつ円滑な引継ぎを行う。                                                                                                                                                                                                                        | ・児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるための児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」について、発信された電話の市内局番等から（携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて）当該地域を特定し、管轄する児童相談所に電話を転送しており、引き続き相談者の利便性に配慮した対応を実施。（こども家庭庁）<br>・少年相談の窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際には、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて他の行政機関等への引継ぎを行うなど、相談者の利便性に配慮した対応を実施。（警察庁）                                                                                                               |
| 56 | ③ 子供の人権問題への適切な対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を講ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を実施。（法務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 57 | ④ 安心な社会を創るための匿名通報事業の周知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 人身取引事犯やそのおそれのある犯罪、福祉犯、児童虐待事案等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報を支払う「匿名通報事業」の周知を図り、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・警察庁、都道府県警察本部のウェブサイトのほか、関係行政機関のウェブサイトにはリンクバナー等を掲示するとともに、警察庁X（旧Twitter）を活用した広報を行うなど、匿名通報事業の周知を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 58 | ⑤ 児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 児童の性を売り物とする営業に児童が従事すれば、性的道徳に悪影響を受けるなど、当該児童の徳性が害されるとともに、当該営業に従事したことを契機として強制性交等、強制わいせつ、児童買春等の性被害に遭うおそれがある。このため、当該営業において稼働する児童等に対する街頭補導を実施し、その保護者及び学校に連絡して、説諭・処分を促す。                                                                                                                                                                                                                                 | ・「ＪＫビジネス」が把握されている都道府県警察において、「ＪＫビジネス」に関する児童の保護を図るため、関係法令に基づく立ち入り調査を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 59 | ⑥ 児童相談所・市町村における児童等への支援等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 児童相談所において、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合には、安全確保を必要とする場合の一時保護、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施する。<br>また、市町村においては、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童相談所等関係機関と十分な連携及び情報共有を図り、身近な場所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する相談に応じ、必要な支援を実施する。<br>さらに、虐待を受けたと思われる児童を見つけたとき等に、ためらわずに児童相談所へ電話してもらえよう、匿名での通報が可能である旨も含め、「189（児童相談所虐待対応ダイヤル）」の周知徹底を図る。 | ・児童相談所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し、安全確保を必要とする場合等の一時保護や児童心理司によるカウンセリング等の相談・支援を実施。（こども家庭庁）<br>・市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に対し、要保護児童対策地域協議会も活用し、相談・支援を実施。また、令和4年改正児童福祉法により令和6年4月から市町村がこども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことに伴い、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、取り組みを促進。（こども家庭庁）<br>・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」ポスター・リーフレット・啓発動画や「こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithとちぎ」等により、「189（児童相談所虐待対応ダイヤル）」の周知を実施。（こども家庭庁） |
| 60 | ⑦ 性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 警察において、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。                                                                                                                                                                     | ・性犯罪被害者が警察により相談しやすくなるよう、平成29年8月に導入した各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」について、引き続き24時間対応及び無料運用を実施するとともに、国民への更なる周知を図るため、SNSを活用した広報等を推進。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者が早期に支援を受けやすくなるよう、犯罪被害者等早期援助団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなどの取組を実施。（警察庁）                                                                                                             |
| 61 | ⑧ ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）及び「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、ワンストップ支援センターにおける相談員の処遇改善、24時間・365日対応の推進、夜間休日に対応できるコールセンターの設置・運営等、支援体制の整備を図るとともに、被害者支援の充実を図る。                                                                                                                                                                                                                                               | ・ワンストップ支援センターについて、都道府県等に対する性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備、関係機関との連携強化等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び支援の質の向上を図った。（内閣府）<br>・性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営し、ワンストップ支援センターと連携して、全国どこにいる被害者でも24時間365日相談できる体制の提供を継続的に実施。（内閣府）<br>・ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者に対し、オンライン研修教材を作成し提供するとともに、オンライン研修を実施。（内閣府）                                |
| 62 | ⑨ 人身取引事犯における被害者の保護の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 人身取引事犯の被害者の多くが女性や児童である点を踏まえ、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき、関係機関と連携し、被害者の確実な把握や適正な保護等を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・関係機関、NGOと連携し、被害者の確実な認知や適正な保護等を推進。警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 63 | ⑩ 少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 都道府県警察に設置する少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等により、個々の被害児童の特性に応じた計画的なカウンセリングや、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ・都道府県警察において、少年の特性・心理に関する専門的知識やカウンセリング技能等を有する少年補導職員等が、精神科医師等の専門家からのアドバイスを受けるなどして、被害児童に対するカウンセリングを実施したり、学校、児童相談所等関係機関や委嘱している大学生サポーター等のボランティアと連携して環境調整を行うなど、被害児童に対する継続的な支援を実施。（警察庁）<br>・性被害の被害を含む児童生徒の相談等に対し適切な支援に繋げるため、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実や事件・事故や災害時におけるスクールカウンセラーの緊急派遣など学校における教育相談体制の充実を図った。（文部科学省）                                                       |
| 64 | ⑪ 婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 様々な要保護女子等に対し、婦人相談所職員又は婦人相談員による相談、関係機関と連携した情報提供・同行支援等を行うほか、婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における入所女性の同伴児童に対する学習等の支援及びアフターケア、DV被害者等自立生活援助事業等を実施する。<br>また、婦人保護事業については、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」（令和元年10月11日）を踏まえた事業の見直しに向けた検討を行う。                                                                                                                                                                          | ・女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設において、同伴児童への学習支援を行う学習支援員の配置に必要な費用の補助を実施。（厚生労働省）<br>・女性自立支援施設の退所者に対し、自立生活のための相談及び支援等の援助を行う場合に必要な費用の補助を実施。（厚生労働省）<br>・「DV被害者等自立生活援助事業」により、女性相談支援センターの一時保護解除後のDV等被害女性が、地域で自立していくために必要な支援を行うための必要な費用の補助を実施。（厚生労働省）                                                                                                                                                                  |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 |    | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 65 | 12 | 児童福祉施設等における支援<br><br>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童家庭支援センターにおいて、性的虐待、児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童等に対し、児童相談所や市町村等の関係機関と連携して相談支援を行うとともに、担当職員を配置して心理療法を実施する。また、平成28年5月に児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）が成立し、個々の児童の状況に応じた柔軟な自立支援を行うとともに、児童の身近な場所における継続的な支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"><li>・里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援の都道府県（児童相談所）の業務としての位置付け</li><li>・18歳以上の者に対する施設への入所措置や里親委託等の支援の継続</li><li>・市町村において児童等の実情の把握、情報提供等の支援を一体的に提供する支援拠点の整備を担う努力義務の創設</li></ul> に関する規定が盛り込まれたことから、その着実な施行を図る。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童家庭支援センターに心理療法担当職員を配置し、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施。（こども家庭庁）</li><li>・児童家庭支援センターにおいて、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言等を実施。（こども家庭庁）</li><li>・「里親養育包括支援（フォスターリング）事業」において、里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務及び養子縁組に関する相談・支援を実施。さらに、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、里子等について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とした施設として「里親支援センター」を創設。（こども家庭庁）</li><li>・令和4年に改正された児童福祉法(令和6年4月1日施行)により、社会的養護経験者等の実態把握や援助を都道府県の業務として位置付けた上で、「児童自立生活援助事業」の実施場所や対象者の年齢要件を弾力化したほか、社会的養護経験者等が相互に交流する拠点を開設し、情報提供や相談支援など必要な支援を行う事業（社会的養護自立支援拠点事業）を創設。（こども家庭庁）</li></ul> |
|    | 13 | 日本司法支援センターによる支援<br><br>日本司法支援センター（法テラス）において、被害児童や家族等からの問合せに対し、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供し、支援を行っている機関・団体を案内するとともに、被害者支援に経験や理解のある弁護士を紹介等を行う。<br>また、資力の乏しい被害児童等に対して、同センターの民事法律扶助による一般法律相談援助やDV等被害者法律相談援助の活用によって、必要な法律相談を実施するとともに、民事法律扶助による代理援助等により弁護士活動に係る弁護士費用等の援助を行う。<br>さらに、加害者が親である事案など法定代理人から協力が得られず、民事法律扶助が利用できない場合には、日本弁護士連合会委託援助により、資力の乏しい被害児童に対し、弁護士による行政手続代理等や調停・審判手続の代理等の弁護士費用等の援助を行う。                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・被害児童からの電話や事務所相談窓口での問合せに対し、法制度の紹介や相談窓口の案内等を実施。このほか、児童虐待の被害児童等に対し、資力を問わず、その被害の防止に必要な法律相談を実施。また、法律相談の利用促進のため、法テラスの連絡先を記載したポケットカード等を作成し、小中学校等へ配布するなどの広報活動を実施。（法務省）</li><li>・加害者が第三者である事案など法定代理人（親権者等）の同意が得られる場合で、法テラスの資力基準を満たす場合は、民事法律扶助により、被害児童に対して、無料法律相談や加害者への損害賠償請求等の訴訟手続等に係る弁護士費用等の援助を実施。（法務省）</li><li>・加害者が親である事案など親族から協力が得られず、民事法律扶助が利用できない場合には、法テラスにおける日本弁護士連合会委託援助業務により、資力の乏しい被害児童に対し、弁護士による行政手続代理等（児童相談所等の行政機関との交渉の代理等）や訴訟代理等（親権喪失等の申立てや虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停・審判等の手続の代理等）に係る弁護士費用等の援助を実施（法務省）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 67 | 14 | 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等<br><br>児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、定期的に検証及び評価を行うこと等により、児童の保護に関する施策の推進を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>・「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を開催。（こども家庭庁）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|    | 5  | 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 68 | 1  | 児童ポルノに関わる規制についての検討に資するための調査<br><br>児童ポルノに関わる規制についての検討に資するよう、引き続き、我が国における児童ポルノ事犯の実態を調査するほか、G7を中心とした諸外国における児童ポルノ関連法規制について在外公館を通じて調査を行い、法規制に関する動向等についての調査を継続し、定期的に結果を取りまとめる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・年間を通じて児童ポルノ事犯等の被害状況の分析を行うとともに、令和7年3月、取りまとめた令和6年中の子供の性被害の状況について公表。（警察庁）</li><li>・児童の性被害に係る諸外国の動向や国際的な規範形成に向けた動向をフォローするとともに、国連等多国間の枠組みにおける児童の性被害に係る議論に参加。（外務省）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 2  | 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応<br><br>児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等による児童の性的搾取等事犯に対する取締りを強化する。特に、児童ポルノ事犯については、都道府県警察の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。<br>また、児童ポルノ事犯の情報集約・分析により、被害児童を特定して保護するとともに、製造被疑者を検挙することにより児童ポルノの供給源を根絶する。平成27年7月に罰則の適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」については、引き続き適切な適用に努める。<br>さらに、「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、関係機関と連携し、人身取引撲滅に向けた厳正な取締りを推進する。<br><br>児童の性的搾取等事犯に対し、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。            | <ul style="list-style-type: none"><li>・児童買春、児童ポルノ禁止法、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等、児童の性的搾取等事犯に対する取締りを推進するとともに、都道府県警察の積極的な合・共同捜査による、低年齢児童を狙った児童ポルノ愛好者グループによる事犯や児童ポルノ販売事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化し、令和6年中には、児童ポルノ事犯を2,783件、1,424人検挙、児童買春事犯（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））を1,252件、861人検挙。また、徹底した証拠品押収により、児童ポルノ画像等の流通、拡散防止を図るとともに、証拠品の解析、精査を徹底し潜在化した事案の解明と被害児童の保護を推進。（警察庁）</li><li>・検察において、子供の性被害（児童の性的搾取等）事犯に対し、平成27年7月より適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」も含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な科刑を実現。（法務省）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 70 | 3  | 風俗実態の把握及び風俗関係事犯の取締りの推進<br><br>悪質・違法な風俗店等が児童の性的搾取等の温床となり得ることを踏まえ、繁華街・歓楽街を中心とした視察、立入り等を通じた違法風俗店等の実態把握に努めるとともに、風俗関係事犯の取締りを推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>・繁華街・歓楽街を中心とした視察、立入り等を通じた違法風俗店等の実態把握に努めるとともに、風俗関係事犯の取締りを推進。（警察庁）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|    | 4  | 悪質な関連事業者に対する責任追及<br><br>インターネット利用児童ポルノ事犯の捜査において、児童ポルノの提供等に利用されているサイトやサーバ管理者等に対する指導・警告を徹底するとともに、当該違法行為への関与が疑われる悪質な事業者に対しては、積極的な捜査を行い、刑事責任を追及する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット利用の児童ポルノ事犯において、児童ポルノの提供や公然陳列等で利用されるサイト管理者等に対し、指導・警告のほか、違法画像の削除依頼を実施するとともに、自ら管理する掲示板サイトで児童ポルノ画像の投稿・閲覧を促すなど違法行為に関与した等の悪質業者に対して積極的な捜査を行い、刑事責任を追及。（警察庁）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 72 | 5  | 子供女性安全対策班による活動の推進<br><br>都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じているところ、検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・子供や女性を対象とする性犯罪等の未然防止を図るため、都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階で、情報の収集及び分析により早期に行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を的確に実施するなど、先制・予防的活動を強力に推進。（警察庁）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|    | 6  | 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化<br><br>児童が被害者等である事件に関し、児童の負担軽減等のため、検察、警察及び児童相談所の各関係機関において、日頃から緊密な情報交換を行う窓口を設置するとともに、児童の事情聴取に先立って、各関係機関の担当者が協議を行い、代表者が聴取する取組を実施するなど、対応方針を検討する運用を推進する。また、令和2年6月に決定された政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受けて、令和3年4月から、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件についても代表者聴取の取組を試行実施するなどしており、引き続き、関係機関において参考となる事例の把握・情報提供等を続けるとともに、検討結果を踏まえ、適切な対応を行う。                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>・警察庁においては、捜査員等の育成・能力向上について、聴取技術の習得等を目的とした「子どもからの聴取に関するAⅠ訓練ツール」を開発（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局による「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）対象施策。）。（警察庁）</li><li>・法務省、警察庁及びこども家庭庁においては、被害児童等が繰り返し事情を聴かれることによる二次被害を防止して、その負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施し、被害児童等からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進。（法務省、警察庁、こども家庭庁）</li><li>・刑事訴訟法321条の3が新設されたことを踏まえ、同制度の適切な実施の在り方を検討するとともに、検察庁、警察及び児童相談所は、関係機関と性犯罪被害者への対応における留意点等を共有するなどして連携を図った。加えて、法務省及びこども家庭庁は、警察庁等関係機関と認識を共有し、被害者となったこどもから最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を推進。（法務省、警察庁、こども家庭庁）</li></ul>                                                                                                                                             |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 74 | ⑦ 捜査・公判における犯罪被害児童等の保護<br><br>証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度及び一定の犯罪の被害児童等に関し、公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。また、証人への付添い、遮へい、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ・検察官等を対象とする研修において、令和5年の刑事訴訟法等の改正により導入された犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置も含め、犯罪被害者等の保護等に係る制度全般について講義を実施。（法務省）<br>・検察においては、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、一定の犯罪の被害児童等に関し、公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度、証人への付添い、遮へい、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について、適正かつ円滑な運用に取り組んでいる。（法務省） |
|    | ⑧ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施<br><br>刑事施設において、強制わいせつ、強制性交等その他これらに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者（児童に対する性犯罪を行った者を含む。）を対象に、認知行動療法の手法をベースとしたグループワーク等により構成された性犯罪再犯防止指導を実施する。同指導の効果的な実施に当たり、これまでの処遇効果の検証を踏まえた上で、指導の実施体制及び指導実施対象者の選定方法等の充実を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・刑事施設において、不同意わいせつ、不同意性交等その他これらに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者に対して、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導を実施。また、同指導による処遇効果の検証結果及び外部有識者を構成員とした検討会報告書を踏まえ、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容に改訂したプログラムを実施。（法務省）                                  |
| 76 | ⑨ 性犯罪受刑者等に対する生活環境の調整の充実強化<br><br>更生保護官署において、矯正施設で収容中の性犯罪者のうち、再犯のリスクが高く、矯正施設退所後に医療機関等による治療や支援等が必要と認められる者（児童に対する性犯罪を行った者を含む。）及びその引受人等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、治療等の必要性に係るアセスメント、治療等の内容に関する説明、動機付け等を行い、矯正施設退所後に円滑に個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による治療等につなげ、再犯防止を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・更生保護官署において、再犯リスクが高く、矯正施設出所後に医療機関等による治療や支援等が必要と認められる性犯罪者に対し、矯正施設収容中から医師等の専門家による面接を実施するなどし、矯正施設出所後に必要となる治療や支援等につなげるため、医療機関等と連携して対応。（法務省）                                                                                                                                                    |
|    | ⑩ 少年院における性非行防止指導の実施<br><br>本件の非行名が性非行に該当する者（例えば、強制性交、強制わいせつ、公然わいせつ等）又は性非行には該当しないものの、性的な動機により本件非行を惹起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者（児童に対する性犯罪を行った者を含む。）を対象に、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的として、ワークブックを用いたグループワーク又は個別指導を中核に位置付け、これらに対人関係指導、被害者心情理解指導、性教育等を組み合わせた、包括的な性非行防止指導を各少年院で実施する。<br>また、知的能力に制約のある者に対しては、性非行に結び付いた自身の認知の特徴、生活パターン等を振り返り、適切に対処するためのスキルを習得するとともに、「なりたい自分」に向けて行動する習慣を身に付けることを目的とした特別プログラムを実施する。<br>さらに、重点的かつ集中的に同指導を実施する必要がある在院者については、重点指導施設に移送して行っているところ、同指導に係る効果検証を適切に進め、PDCAサイクルに基づくプログラムの充実を図る。 | ・本件非行名が性非行に該当する者又は性的な動機により本件非行を惹起した者のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施。また、知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラムを実施。（法務省）<br>・重点指導施設として指定された男子少年院2庁においては、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得てグループワークを中心とした指導を行うなど、特に重点的かつ集中的な指導を実施。（法務省）                            |
| 78 | ⑪ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施<br><br>保護観察所において、<br>・ 仮釈放者又は保護観察付執行猶予者については、下記ア又はイに該当する者<br>ア 本件処分の罪名に、強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ・準強制性交等、監護者わいせつ・監護者性交等、強制わいせつ等致死傷等（いずれも未遂を含む。）が含まれる者<br>イ 本件処分の罪名いかんにかかわらず、犯罪の原因や動機が性的欲求に基づく者<br>・ 18歳以上の保護観察処分少年又は少年院仮退院者については、上記ア又はイに該当する者であって、性犯罪再犯防止プログラムを受講させる必要性が認められる者<br>（いずれも児童に対する性犯罪を行った者を含む。）を対象に、心理学等の専門的知識に基づき、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、その犯罪的傾向を改善することを目的とした、同プログラムを実施する。<br>また、同プログラムの効果的な実施に当たり、これまでの処遇効果の検証結果等を踏まえた上で、プログラムの内容や実施・運用体制の充実を図る。                                                                                                                  | ・保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪再犯防止プログラムを実施。令和6年中に、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者のうち、特別遵守事項で受講を義務付けて同プログラムを開始した者の人員は、739人。（法務省）                                                                                                                                                |
|    | ⑫ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用<br><br>13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ・16歳未満の子供を対象とした不同意わいせつなどの暴力的な性犯罪を犯して、刑務所に収容されている者について、法務省からその出所情報の提供を受け、対象者の所在確認を行うとともに、その同意が得られた場合に面談を行うなど、再犯防止に向けた取組を推進。（警察庁）                                                                                                                                                            |
| 80 | ⑬ 地方公共団体と連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進<br><br>刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者（児童に対する性犯罪を行った者を含む。）に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・地方公共団体に対してプログラムの活用を働き掛けるとともに、地方公共団体からその活用について相談や問合せ等があれば、適切に対応。また、法務省で実施した性犯罪対策に関する研修において、地方公共団体の聴講を募集して、性犯罪の再犯防止に関する知見を共有。（法務省）                                                                                                                                                          |
|    | ⑭ 出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討<br><br>仮釈放中の性犯罪者等（児童に対する性犯罪を行った者を含む。）にGPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえて、所要の検討を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・諸外国の法制度運用や技術的な知見等に関する調査結果を踏まえて、現行法下で対応可能な保護観察処遇における位置情報の活用方策等についての検討を実施。（法務省）                                                                                                                                                                                                             |
| 82 | 6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化<br>① 潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発<br><br>地方公共団体等と連携し、潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性がある児童福祉関係職員の意識啓発を図り、性的搾取等の被害児童の早期発見に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県等における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。（こども家庭庁）                                                                                                                         |
|    | ② 被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上<br><br>教育委員会等に対する通知や都道府県等の生徒指導担当者を対象とした会議等を通じ、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組の周知徹底を図る。また、健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、研修等を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ・令和6年6月20日に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議（生徒指導担当者連絡会議）及び令和6年10月4日に実施した都道府県教育委員会等の教育相談担当者を対象とした会議（教育相談連絡協議会）において、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組を周知徹底。（文部科学省）                                                                                                                            |
| 84 | ③ 性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施<br><br>子どもの虹情報研修センター等において、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ・再掲6－①潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                        |
|    | ④ 日本司法支援センターによる支援体制の充実<br><br>日本司法支援センター（法テラス）において、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携の下、研修やマニュアル等の整備により、被害者等への支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を目指す。また、同センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる、犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次被害及び支援者側に起こる二次受傷の防止のための方策等の研修を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、虐待を受けた児童への初期対応技術に関する研修（リフカー研修）を1回実施。（法務省）                                                                                                                                                                                                                         |

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」令和6年度取組状況(案)

| 番号 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和6年度実施した施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 86 | ⑤ 情報教育の推進のための研修の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 情報モラルを含む情報教育の充実を図るため、独立行政法人教職員支援機構において、各地域における情報教育の推進に当たり中核的な役割を担う指導主事・教員を対象とする研修を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ・情報モラルを含む情報教育の充実を図るため、独立行政法人教職員支援機構において、各地域における情報教育の推進に当たり中核的な役割を担う指導主事・教員を対象とする「学校教育の情報化指導者養成研修」を実施。（文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 87 | ⑥ 児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 情勢の変化に的確に対応し、児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上を図るため、捜査に従事する警察官を対象に児童の性的搾取等事犯捜査に特化した研修等を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・情勢の変化に的確に対応し、児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力向上を図るため、都道府県警察において児童買春、児童ポルノ事犯等の捜査に従事する捜査幹部警察官等に対し、近時の性的搾取等事犯の傾向や捜査上の留意事項等について、研修等を通じて指導を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 88 | ⑦ 被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 性的搾取等事犯が被害児童に及ぼす心理的影響等について理解を深めるとともに、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童の心情や特性を理解し、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について、各都道府県警察における指導者を養成するなどして、都道府県警察への更なる普及・浸透を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ・全国規模の研修等を通じて、各都道府県警察の警察職員を対象として、被害児童の心情や特性を踏まえた聴取技法に関する指導・教養を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 89 | ⑧ 被害児童の支援を担当する警察職員への研修内容の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者の能力向上を図るため、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等、児童の性的搾取等事犯の特徴を踏まえた被害児童支援について研修内容を充実させる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ・児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年補導職員に対して、被害児童の心情等に配慮した聴取技法の習得を目的とした専科教養を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 90 | ⑨ 検察官に対する研修等の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じて、児童ポルノに係る関係法令に関する講義を実施するなどして、児童の性的搾取等事犯に対する更なる意識の向上等に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じて、児童ポルノに係る関係法令等に関する講義を実施。（法務省）<br>・各種会同において、児童の性的搾取等事犯を含めた人身取引事案の一層厳正かつ積極的な対応に努めるよう周知。（法務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 91 | ⑩ 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 文部科学省において、児童の心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーや、児童の福祉に関する専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等に基づいて配置し、相談体制の整備を支援すること等により、児童ポルノ事犯の被害に遭った児童が相談しやすい体制を整備し、早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童に対応するための学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣について、支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・再掲4－⑩SC、SSWの配置等（文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 92 | ⑪ 少年サポートセンターにおける被害児童に対する支援体制の整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 少年サポートセンターにおいて、被害児童の継続的支援に当たる少年補導職員が、その能力を十分に発揮することができるよう、適正な配置や適任者の任用、専門的知識・技術の習得等効果的な支援体制を整備する。また、臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱するなど、必要に応じて支援を担当する警察職員が部外の専門家の助言を受けることができる環境を構築する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・都道府県警察において、少年補導職員等が、被害少年に対するカウンセリングや環境調整等の継続的な支援を行うため、精神科医師等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、助言・指導を受けながら支援を実施。（警察庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 93 | ⑫ 児童相談所の体制及び専門性の強化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 児童相談所の体制強化を図るため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童福祉司等の計画的な増員に取り組んでおり、児童福祉司に関する目標については、1年前倒しを行い、令和3年度に約5,260人の体制となることを目指すこととしていたところ、児童虐待に関する相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、令和4年度は5,765人とすることを目標としている。また、令和元年の児童福祉法改正に伴い受講が義務化された指導教育担当児童福祉司の任用前研修をはじめ、都道府県等における研修の実施を支援するとともに、子ども家庭福祉に関わる専門職の資質向上を図るために必要な措置を講じる。                                                                                                                                                                                                                                                 | ・再掲6－①潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発（こども家庭庁）<br>・令和4年12月に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和6年12月再改定）において、令和8年度末までに、児童福祉司を7,390人程度、児童心理司を3,300人程度の体制とする目標を設定し、児童相談所の体制の強化を図っている。（こども家庭庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 94 | ⑬ 婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 婦人保護事業において要保護女子等を適切に保護・支援するため、婦人相談所等職員への専門研修事業、心理療法担当職員の配置、同伴児童のケアを行う指導員の配置及び夜間警備体制の強化を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・地方自治体において、女性相談支援センターの職員等を対象とした専門研修の開催に必要な費用の一部の補助を実施。（厚生労働省）<br>・女性相談支援センター一時保護所等に同伴児童対応支援員を配置し、同伴児童に対する支援体制の充実や、警備員を配置し夜間警備体制の強化を実施。（厚生労働省）<br>・女性相談支援センター一時保護所等への心理療法担当職員の配置に必要な補助を実施。（厚生労働省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 95 | ⑭ 児童生徒等に対する性暴力等への厳正な処分等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の適切な運用を図るべく、必要な取組を着実に進めるとともに、過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報を検索することができる「官報情報検索ツール」の更なる活用を促すとともに、児童生徒に対して性暴力等に及んだ教員については、原則として懲戒免職とすることや、告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。<br>また、教員が児童生徒と私的なSNS等によるやりとりを行わないことの明確化等を含め、各教育委員会に対して、性暴力等を予防するための取組を求める。<br>あわせて、保育士の性暴力等の実態把握を進めるとともに、保育士資格についても、同法における特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッターに対する業務停止命令等の履歴に関する情報を共有・公表する仕組みを検討する。<br>さらに、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動等）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS：Disclosure and Barring Service）の導入に向けた検討を進める。 | ・令和6年6月、第213回通常国会において、「学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」が成立し、令和8年12月の施行期限に向けて、関係府省庁連絡会議の枠組みも活用しながら、政府内で施行事項に関する議論を整理。（こども家庭庁）<br>・令和4年6月の児童福祉法改正において、わいせつ行為を行った保育士の資格管理が厳格化されたことに伴い、令和6年4月より、わいせつ行為を行った保育士の登録を取り消した（以下、「特定登録取消者」という。）情報を記録した「保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）」の運用を開始。（こども家庭庁）<br>・こども家庭庁のホームページにおいて、保育士特定登録取消者件数等（令和6年4月1日現在）を掲載。（こども家庭庁）<br>・令和7年3月には、採用が集中する4月1日付け採用の保育士について、データベースを活用・確認して採用の判断を行うことの徹底等について周知。（こども家庭庁）<br>・児童生徒性暴力の防止についての研修等に取り組んでいる自治体や保育所、指定保育士養成施設等の事例を調査し、研修で活用可能な啓発冊子等を作成。（こども家庭庁）<br>・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、令和5年4月1日より稼動している特定免許失効者等に関するデータベースの活用徹底や、教育職員等に対する研修・啓発の充実などの予防的取組の推進、事案早期発見のための定期的な調査の実施や相談体制の整備、児童生徒性暴力等に及んだ教員について原則として懲戒免職とするなどの厳正な対応など、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、各種会議や文書等を通じて周知。（文部科学省） |
| 96 | ⑮ 競技者に対する写真・動画による性的ハラスメントの防止                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・スポーツ団体における誹謗中傷や性的ハラスメント防止に向けた取組状況を調査し、令和6年7月に当該調査の結果や取組事例、相談窓口等について、関係団体へ周知を行うとともに、誹謗中傷等から競技者を守るべく、より徹底した啓発活動、及び、法務や心理などの専門家と連携した競技者に生じる個別事案への伴走支援を行うための経費を令和6年度補正予算において計上。（文部科学省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 97 | ⑯ 刑事法の改正の検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 子供に対する性被害に対処するための刑事法の整備について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえて、所要の検討を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ・令和5年6月、子供に対する性犯罪に対処するための罰則の改正・新設を含む「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立した。これらの法律の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるとともに、周知・啓発を図るなど、必要な措置を講じた。（法務省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |